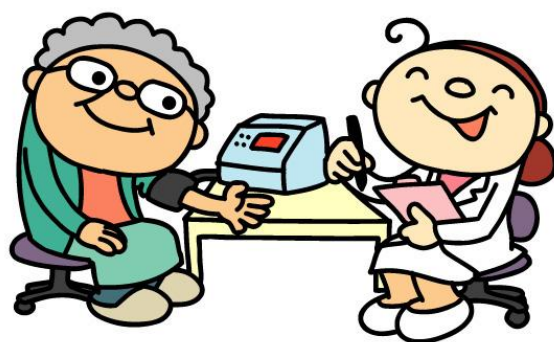


第5 成人保健事業



受けよう!
健診・がん検診



元気な人間

1 健康診査事業

(1) 市民健康診断

ア 目的

市民健康診断は、特定健康診査や後期高齢者健康診査の対象とならない市民に対して特定健康診査と同様の健康診断を実施することにより、生活習慣病等の疾患又はその危険因子を早期に発見し、栄養や運動等の生活指導や適切な治療と結びつけることによって、若い世代からこれらの疾患等を予防することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

入間市健康福祉センター条例第12条、健康増進事業実施要領

ウ 対象

16歳以上40歳未満の市民であって、職場等において健診を受診する機会のない者

エ 対応者

委託先・・・(社)入間市医師会(集団健診)

オ 内容

問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、尿検査、心電図検査、貧血検査、肝機能検査、生化学検査、腎機能検査、血糖検査を実施する。

カ 実績

受診状況 単位：人

| 区 分 年 度 | 受診者数 |
|------------|------|
| 20 | 426 |
| 21 | 469 |

キ 事業の経過

平成15年度の健康福祉センター開設に併せて開始。

ク まとめ

受診者数は、医療制度改革に伴う制度改正の影響もあり大幅に減少した前年度に比べ、増加に転じました。若い世代からの生活習慣病等の予防に役立つ事業であると考えます。

(2) 肝炎ウイルス検診

ア 目的

肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、市民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関を受診することにより、肝炎による健康障害を回避し、症状を軽

減するとともに、進行を遅延させることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法第19条の2、健康増進法施行規則第4条の2第1項第3号、健康増進事業実施要領、肝炎ウイルス検診等実施要領、肝炎ウイルス検診事業実施要綱（平成14年入間市告示第124号）

ウ 対象

- (ア) 4月1日現在で満40歳の者（節目検診）
- (イ) 前年度の末日までに満41歳以上の年齢に達した市民で、過去に肝炎検診又は肝炎検診に相当する検査を受診したことがない者（節目外検診）
- (ウ) 当該年度に受診した高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づく特定健康診査又は特定健康診査に相当する健康診断において肝機能検査の数値に異常が見られた者（節目外検診）

エ 対応者

委託先・・・(社)入間市医師会（個別健診及び集団健診）

オ 内容

問診、C型肝炎ウイルス検査、HBs抗原検査

カ 実績

受診状況

単位：人

| 年度 | 区分 | 内容 | 受診者数 |
|----|-------|----|------|
| 20 | 節目検診 | | 15 |
| | 節目外検診 | | 204 |
| | 計 | | 219 |
| 21 | 節目検診 | | 16 |
| | 節目外検診 | | 248 |
| | 計 | | 264 |

キ 事業の経過

平成14年度からC型肝炎等緊急総合対策の一環として老人保健事業の基本健康診査の対象者に対して、基本健康診査と同時受診で5か年計画で実施。

平成19年度においても、対象者を変更し引き続き実施。

平成20年度から、医療制度改革に伴う制度改正により、基本健康診査が廃止され、単独の検診として実施。

ク まとめ

受診者数は、医療制度改革に伴う制度改正の影響もあり減少した前年度に比べ、制度変更の周知と理解が深まったことから、若干の増加がみられました。今後も、未受診者に対するより一層の周知が必要と思われます。

(3) 骨粗しょう症検診

ア 目的

骨粗しょう症は骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を発見し、骨粗しょう症を予防することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法第19条の2、健康増進法施行規則第4条の2第1項第2号、健康増進事業実施要領

ウ 対象

4月1日現在で満40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性市民であって、職場等において検診を受診する機会のない者

エ 対応者

委託先・・・(社) 入間市医師会 (集団健診)

オ 内容

問診、骨量測定

カ 実績

受診状況

単位：人

| 年 度 \ 区 分 | 受診者数 | 異常なし | 要指導 | 要医療 |
|-----------|------|------|-----|-----|
| 20 | 396 | 151 | 88 | 157 |
| 21 | 447 | 130 | 106 | 211 |

キ 事業の経過

平成18年度から骨粗しょう症検診を実施。

ク まとめ

平成18年度から開始された事業のため、まだ市民への認知度が低いと思われませんが、骨粗しょう症予防への意識の高まりと、検診の周知の効果がうかがえます。

(4) 成人歯科検診

ア 目的

高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法第19条の2、健康増進法施行規則第4条の2第1項第1号、健康増進事業実施要領

ウ 対象

4月1日現在で満40歳、50歳、60歳及び70歳の市民であって、現在、
歯科治療を行っていない者

エ 対応者

委託先・・・(社) 入間市歯科医師会 (個別健診)

オ 内容

問診、歯周組織検査

カ 実績

受診状況

単位：人

| 区 分 年 度 | 受診者数 | 受診率 (%) | 異常なし | 要指導 | 要医療 |
|------------|-------|------------|------|-----|-----|
| 20 | 1,069 | 12.27 | 97 | 72 | 900 |
| 21 | 1,047 | 12.25 | 85 | 81 | 881 |

キ 事業の経過

平成8年度から成人歯科検診を開始。

平成9年度から対象者に60歳を追加して実施。

平成16年度から対象者に70歳を追加して実施。

ク まとめ

昨年度と比べ受診者は微減しましたが、検診時期が新型インフルエンザの流行と重なった影響と思われることから、これまでどおり対象者へのより一層の周知が必要と思われます。また、要医療となる者の割合が高く、歯周疾患予防についての普及啓発が必要であると思われます。

(5) 人間ドック

ア 目的

任意の健診として、詳細な検査を多項目にわたり行うことにより、病気の早期発見と生活習慣病の予防及び自主健康管理に役立てることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

入間市健康福祉センター条例第12条

ウ 対象

28歳以上の者

エ 対応者

委託先・・・(社) 入間市医師会 (集団健診)

オ 内容

問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、血液検査、肺機能検査、心電図検査、眼底・眼圧検査、腹部超音波検査、胸部・胃部レントゲン撮影、便潜血検査、尿検査、骨密度測定など

カ 実績

受診状況

単位：人

| 年 度 | 区 分 | 受診者数 |
|-----|-----|------|
| 20 | | 545 |
| 21 | | 546 |

キ 事業の経過

平成15年度の健康福祉センター開設に併せて開始。

ク まとめ

受診者数は、医療制度改革に伴う健診制度の大幅な変更の影響もあり著しく減少した前年度と比べ、ほぼ横ばいの水準にとどまりました。人間ドック受診者の循環器疾患やがん等の予防に役立っていますので、今後も、受診者数の増加をめざして周知を図る必要があります。

2 がん検診

(1) 胃がん検診

ア 目的

胃がんは我が国のがんの中でも最も多くみられ、これを早期に発見し治療に結びつけることは、がん予防対策上重要な課題である。このため、胃がんを早期に発見することによって、がんの予防を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

入間市健康福祉センター条例第12条、健康増進法第19条の2、健康増進法施行規則第4条の2第1項第6号、健康増進事業実施要領、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針

ウ 対象

16歳以上の市民であって、職場等において検診を受診する機会のない者

エ 対応者

委託先・・・(社)入間市医師会(集団健診)

オ 内容

問診、胃部エックス線検査

カ 実績

受診状況

単位：人

| 年度 \ 区分 | 年齢 | 受診者数 | 受診率 (%) | 異常なし | その他の疾患 | 要精検 |
|---------|--------|-------|---------|-------|--------|-----|
| 20 | 16～29歳 | 18 | — | 16 | 1 | 1 |
| | 30歳以上 | 2,980 | 5.14 | 1,988 | 727 | 265 |
| | 計 | 2,998 | — | 2,004 | 728 | 266 |
| 21 | 16～29歳 | 26 | 0.22 | 24 | 2 | 0 |
| | 30歳以上 | 3,220 | 5.47 | 2,137 | 981 | 102 |
| | 計 | 3,246 | 4.58 | 2,161 | 983 | 102 |

キ 事業の経過

昭和41年度から検診を開始。

平成15年度から埼玉県健康づくり事業団によるバス検診と健康福祉センターでの集団検診を実施。

平成19年度からバス検診を廃止し、健康福祉センターでの集団検診のみ実施。

ク まとめ

受診者数は、医療制度改革に伴う健診制度の大幅な変更の影響もあり著しく減少した前年度に比べ、大幅に増加し過去の水準を回復しました。がん予防への意識の高まりと、検診の周知の効果がうかがえます。今後も、さらなる受診率の向上をめざして、未受診者に対するより一層の周知が必要と思われます。

(2) 乳がん検診

ア 目的

乳がんの罹患率及び死亡率は、年々増加している。乳がんは、早期に発見し、治療を行えば予後は良好であり、乳房の温存による生活の質の維持・向上が期待される。このため、乳房に発生するがんを早期に発見することを目的として実施する。

イ 根拠・関連法令

健康増進法第19条の2、健康増進法施行規則第4条の2第1項第6号、健康増進事業実施要領、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針、平成21年度女性特有のがん検診推進事業実施要綱

ウ 対象

40歳以上の女性市民であって、職場等において検診を受診する機会のない者うち、40歳・45歳・50歳・55歳・60歳の者は、女性特有のがん検診推進事業による無料検診対象者（乳がん検診無料クーポン券等送付）

エ 対応者

委託先・・・(社) 入間市医師会 (個別健診及び集団健診)

オ 内容

問診、視診、触診、乳房エックス線検査

カ 実績

受診状況

単位：人

| 年 度 \ 区 分 | 受診者数 | 受診率 (%) | 異常なし | その他の疾患 | 要精検 |
|-----------|-------|---------|-------|--------|-----|
| 20 | 3,486 | 10.50 | 2,727 | 338 | 421 |
| 21 | 4,429 | 13.09 | 3,593 | 355 | 481 |

キ 事業の経過

昭和50年度から検診を開始。

平成5年度から個別検診を開始。

平成17年度にがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針が改定され、乳房エックス線検査が必須検査となったことに併せ、対象者の年齢を同指針に準拠し、30歳以上から40歳以上として実施。

平成21年度は平成21年度女性特有のがん検診推進事業実施要綱が制定され、国の補助制度により40歳・45歳・50歳・55歳・60歳の者に乳がん検診無料クーポン券及び手帳を送付、受診を促進。

ク まとめ

受診者数は、医療制度改革に伴う健診制度の大幅な変更の影響もあり減少した前年度に比べ、大幅に増加しました。これは、女性特有のがん検診推進事業による効果が出ていると思われます。なお、ピンクリボン運動などへの関心も高いため、今後も受診者数の増加が見込まれます。また、乳がんの自己触診の方法等、乳がん予防についての指導を充実させていく必要があると思われます。

(3) 子宮がん検診

ア 目的

子宮がんは早期治療を行えばほとんど治癒することから、早期発見は重要である。子宮がん検診は、子宮頸部及び体部に発生するがんを早期に発見することを目的として実施する。

イ 根拠・関連法令

健康増進法第19条の2、健康増進法施行規則第4条の2第1項第6号、健康増進事業実施要領、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針、平成21年度女性特有のがん検診推進事業実施要綱

ウ 対象

20歳以上の女性市民であって、職場等において検診を受診する機会のない者

うち、20歳・25歳・30歳・35歳・40歳の者は、女性特有のがん検診推進事業による無料検診対象者（子宮がん検診無料クーポン券等送付）

エ 対応者

委託先・・・(社) 入間市医師会（個別健診）

オ 内容

問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診、必要に応じてコルポスコープ検査。

問診の結果、最近6月以内に不正性器出血（一過性の少量の出血、閉経後出血等）、月経異常（過多月経、不規則月経等）、褐色帯下のいずれかの症状を有していたことが判明した者に対しては、本人が同意する場合には、子宮頸部がん検診に引き続き子宮体部の細胞診を行う。

カ 実績

受診状況

単位：人

| 区 分 年 度 | 受診者数 | 受診率 (%) | 異常なし | その他の疾患 | 要精検 |
|------------|------------------|------------|-------|--------|-----|
| 20 | 3,821 (2,025) | 8.05 | 2,710 | 1,036 | 75 |
| 21 | 5,130 (3,023) | 10.69 | 3,389 | 1,666 | 75 |

(カッコ内 子宮体がん受診者数)

キ 事業の経過

昭和51年度から検診を開始。

平成3年度から個別検診のみに変更。

平成17年度にがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針が改定され、子宮体部の細胞診が選択実施となったことに併せ、対象者の年齢を同指針に準拠し、30歳以上から20歳以上として実施。

平成21年度は平成21年度女性特有のがん検診推進事業実施要綱が制定され、国の補助制度により20歳・25歳・30歳・35歳・40歳の者に子宮がん検診無料クーポン券及び手帳を送付、受診を促進。

ク まとめ

受診者数は、医療制度改革に伴う健診制度の大幅な変更の影響もあり減少した前年度に比べ、大幅に増加しました。これは、女性特有のがん検診推進事業による効果の現れと考えられます。しかしながら、依然として子宮頸がんが増加している40歳未満の若年層の受診者数が少なく、一層の周知が必要と思われます。

(4) 肺がん・結核検診

ア 目的

肺がんは、我が国のがんによる死亡原因の1位であり、今後も増加傾向にあるものと予測されている。したがって、肺がんの予防はがん予防対策上重要な課題であり、その二次予防として、肺がんを早期に発見するために肺がん検診を実施する。

また、結核は現在なお我が国最大の感染症の一つであり、特に高齢者の結核罹患率は若年者に比して極めて高く、既感染率がほぼ半数に達することから、定期検診による結核感染を早期に発見するために、肺がん・結核検診として実施する。

イ 根拠・関連法令

健康増進法第19条の2、健康増進法施行規則第4条の2第1項第6号、健康増進事業実施要領、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2

ウ 対象

16歳以上の市民であって、職場等において検診を受診する機会のない者

エ 対応者

委託先・・・(社) 入間市医師会 (個別健診及び集団健診)

オ 内容

問診、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診を実施する。なお、喀痰細胞診は、問診の結果、医師が必要と認める者に対して行う。

カ 実績

受診状況

単位：人

| 区分 年度 | 受診者数 | 受診率 (%) | 異常なし | その他の 疾患 | 要精検 |
|----------|-------|------------|-------|------------|-----|
| 20 | 8,465 | 10.87 | 6,022 | 2,154 | 289 |
| 21 | 8,985 | 11.42 | 6,820 | 1,929 | 236 |

キ 事業の経過

結核検診として保健センター・各地区で実施されていたが、平成4年度から肺がん・結核検診として実施。

ク まとめ

受診者数は、医療制度改革に伴う健診制度の大幅な変更の影響もあり減少した前年度に比べ、増加へ転じました。がん検診の中では一番受診者数が多い検診ですが、受診者数が9,000人を超え10,000人に迫ったこともある過去の水準を再び上回るよう、一層の周知を図る必要があると思います。

(5) 大腸がん検診

ア 目的

近年増加しつつある大腸がんは、将来がん患者数の1位を占めるものと推測されている。しかし、大腸がんは早期に発見すれば治癒し、死亡率を減少させることが可能である。このため、大腸がんを早期に発見することを目的として実施する。

イ 根拠・関連法令

健康増進法第19条の2、健康増進法施行規則第4条の2第1項第6号、健康増進事業実施要領、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針

ウ 対象

30歳以上の市民であって、職場等において検診を受診する機会のない者

エ 対応者

委託先・・・(社) 入間市医師会 (個別健診及び集団健診)

オ 内容

問診、便潜血検査

カ 実績

受診状況

単位：人

| 区 分 年 度 | 受診者数 | 受診率 (%) | 異常なし | その他の 疾患 | 要精検 |
|------------|-------|---------|-------|------------|-----|
| 20 | 6,016 | 8.91 | 5,638 | — | 378 |
| 21 | 6,477 | 9.44 | 6,063 | — | 414 |

キ 事業の経過

平成3年から直接検査所への郵送提出方式で検診を開始。

平成4年度から保健センター、各支所・出張所にて検体を回収する方式へ変更。

平成15年度の健康福祉センター開設に伴い、センター若しくは市内指定医療機関に提出する方式に変更。

ク まとめ

受診者数は、医療制度改革に伴う健診制度の大幅な変更の影響もあり減少した前年度に比べ、大幅に増加へ転じました。がん予防への意識の高まりと、検診の周知の効果がうかがえますが、受診者数が7,000人を超え8,000人に迫ったこともある過去の水準を再び上回るよう、未受診者に対するより一層の周知が必要と思われます。

(6) 特定健康診査・後期高齢者健康診査

入間市国民健康保険及び後期高齢者医療広域連合が実施する健診を受託

実績 (センターでの受診者分のみ)

単位：人

| 年度 \ 区分 | 特定健診 | 後期高齢者健診 |
|---------|-------|---------|
| 20 | 1,063 | 157 |
| 21 | 1,389 | 197 |

3 健康相談事業

(1) 健(検)診事後相談

ア 目的

健(検)診結果に基づいた相談を実施し、健康状態に応じた保健指導を行うことにより、受診者の健康管理に寄与することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法第17条、健康増進法第19条の2、
健康増進法施行規則第4条の2第5項

ウ 対象

入間市民で各種健康診断及び検診を受診している者

エ 対応者

保健師、管理栄養士

オ 内容

- (ア) 健(検)診結果の見方の説明
- (イ) 健(検)診結果に応じた生活習慣改善の必要性について
- (ウ) 具体的な生活習慣改善方法について説明
- (エ) 健康づくり事業等、生活習慣改善に関する社会資源の情報提供
- (オ) 要医療者に対する受診勧奨

カ 実績

単位：人

| 年度 \ 区分 | 来所 | 電話 | 合計 |
|---------|----|-----|-----|
| 20 | 49 | 117 | 166 |
| 21 | 32 | 47 | 79 |

キ 事業の経過

昭和57年から健康相談を開始しています。

平成17年度から生活習慣病予防相談と名称を改め、生活習慣病予防のための相談に重点を置き実施しました。

平成20年度から健(検)診事後相談と名称を改め、健康診断及び検診の結果

に基づき広く相談を受ける体制を整えました。

ク まとめ

健康診断及び検診を受けた人が、健康状態に応じた受診行動や生活習慣へとつなげられるよう、結果に基づく保健指導を行いました。平成20年度に比べ件数の減少が見られます。今後、健康診断の結果を生活へ活かすという本来の健康診断の目的が市民に浸透していくよう、さらなるPRに努めて行きたいと思えます。

(2) 一般健康相談

ア 目的

健康に関する不安や悩みの軽減を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法第17条

ウ 対象

人間市民で健康に関する不安や悩みを抱える者

エ 対応者

保健師、管理栄養士

オ 内容

心身の健康に関する不安や悩み、医療機関や制度の紹介など
但し、健（検）診事後相談及び栄養相談に含まれるものを除く

カ 実績

単位：人

| 年度 \ 区分 | 来所 | 電話 | 合計 |
|---------|----|-----|-----|
| 20 | 26 | 107 | 133 |
| 21 | 10 | 51 | 61 |

キ 事業の経過

昭和57年から健康相談を開始しています。

平成20年度から健（検）診事後相談、栄養相談、一般健康相談と、相談内容により分類し掲載しました。

ク まとめ

平成20年度より件数の減少が見られますが、今まで一般相談に分類していた感染症に関する相談の件数が多く、別に集計をしたためと思えます。

相談内容の多様性が目立ち、個別の問題に合せた相談を求める傾向が見られます。相談の不安や悩みの軽減を実現するために、より身近な相談体制が取れるよう一層の充実を図っていきます。

(3) 栄養相談

ア 目的

食生活の見直しを希望する人に対して、個別に栄養指導することにより、適切な食生活が習得できるよう援助する。

イ 根拠・関連法令

健康増進法第17条

ウ 対象

栄養（食事）について相談したい者

エ 対応者

管理栄養士

オ 内容

健康、主に栄養・食事について、具体的な指導及び助言を行う

カ 実績

単位：人

| 年度 \ 区分 | 来所 | 電話 | 合計 |
|---------|----|----|----|
| 20 | 10 | 17 | 27 |
| 21 | 21 | 10 | 31 |

キ 事業の経過

昭和63年度から病態別栄養相談として事業を開始しました。

平成16年度から、相談者の利便性を重視し、日程を固定せず、より柔軟な相談体制への改善と充実を図りました。

平成20年度から、結果に基づく栄養相談は健(検)診事後相談として計上し、さらに、実績の区分を変更し掲載しました。

ク まとめ

乳幼児期から高齢者まで幅広い世代の相談があり、また、相談内容も身近な食事の困りごとといった内容から栄養指導を求めるものまで多様性が目立ちます。

今後も、市民一人ひとりの相談に丁寧に対応し、栄養・食事についての具体的な指導が行えるようより一層の充実を図っていきます。

4 健康指導事業

(1) 市民健康診断後保健指導（血管いきいきプログラムヤングクラス）

ア 目的

市民健康診断受診者のうち、メタボリックシンドロームの危険性が高い者に対し、健康状態に応じて保健指導を実施し、参加者の健康管理に寄与することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法第17条

ウ 対象

市民健康診断の結果及び質問票から、内臓脂肪蓄積のリスク及び追加リスクがある者

※特定保健指導対象者の選定・階層化基準に準ずる

但し、服薬の有無は問わない

エ 対応者

保健師、管理栄養士

オ 内容

保健師・管理栄養士による相談及び保健指導、希望者に対して測定（頸動脈超音波検査、血管年齢測定、腹囲測定）

カ 実績

単位：人

| 年 度 \ 区 分 | 参加者数 |
|-----------|------|
| 20 | 3 |
| 21 | 9 |

キ 事業の経過

平成17年12月から平成18年3月まで基本健康診断に基づくプレ事業として「血管いきいきプログラム」を実施しました。

平成18年4月から事業を開始しました。

国の動向を視野に入れ、プレ事業開始時より、メタボリックシンドロームの概念を導入しました。

平成19年度末にて、基本健康診断の廃止に伴い、血管いきいきプログラムは終了としました。

平成20年度から、特定健康診査の開始に伴い保健指導の利用機会のない40歳未満の市民健康診断受診後の市民を対象に保健指導を実施し、名称を「市民健康診断後保健指導（血管いきいきプログラクヤングクラス）」と改めました。

ク まとめ

年齢が若く仕事をしている人も多いため、プログラムとして参加することは難しく、初回に健診結果に基づく保健指導を重点的に実施しました。今後の健康診断の結果を把握し、継続的な支援をすることで保健指導の効果を確認していきたいと思います。

(2) 骨粗しょう症検診事後指導

ア 目的

骨粗しょう症検診受診者に、検診結果に基づいた生活指導を実施することにより、健康管理に寄与し、ひいては骨折を契機として発生する要介護者の発生を防止することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法第17条

ウ 対象

骨粗しょう症検診を受診した者

(骨粗しょう症検診対象者：40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性であって、職場等において検診を受診する機会のない者)

エ 対応者

保健師、管理栄養士

オ 内容

(ア) 受診者全員に対して、結果の見方を説明する。

(イ) 問診により生活習慣改善の必要性を認められた方に対して生活指導を実施する。

(ウ) 要精検者、問診により脆弱性骨折が疑われる方及びその他必要な方に対して医療機関への受診勧奨を実施する。

カ 実績

単位：人

| 年 度 | 区 分 | 参加者数 |
|-----|-----|------|
| 20 | | 396 |
| 21 | | 447 |

※骨粗しょう症検診受診者全員に事後指導を実施しています。

キ 事業の経過

平成18年度から、骨粗しょう症検診及び事後指導を実施しています。

ク まとめ

骨粗しょう症検診終了後、引き続き事後指導を実施することにより、受診者の意識が高い段階で、検診結果に基づいた生活指導を実施することができました。

今後、さらに骨粗しょう症は早期の予防の効果を訴え、検診の周知を図っていきたいと思います。

(3) 乳がん保健指導

ア 目的

乳がんに関する保健師指導を行うことにより、乳がんの予防及び早期発見・早期治療につなげることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針

ウ 対象

入間市民で、入間市が実施する乳がん検診申込者及び入間市健康福祉センターで実施した人間ドック婦人科オプション検査を受診した者

エ 対応者

保健師

オ 内容

- (ア) 乳がんについての講義
- (イ) 乳がん自己検診法の実技指導

カ 実績

単位：人

| 年度 | 区分 | 参加者数 |
|----|----|------|
| 20 | | 830 |
| 21 | | 854 |

キ 事業の経過

平成20年度から実施しました。

ク まとめ

乳がんの患者数の増加や参加者の反応から、ニーズの高さがうかがえます。しかし、昨年後参加したにも関わらず、定期的に自己検診を実施していないと答える方も見られ、今後、実施方法や内容等を検討していきたいと思えます。

(4) 特定保健指導

入間市国民健康保険が実施する特定保健指導を実施

実績

単位：人

| 年度 | 区分 | 積極的支援 | 動機付け支援 |
|----|----|-------|--------|
| 20 | | 19 | 180 |
| 21 | | 16 | 205 |

5 感染症対策事業

(1) 感染症対策事業

ア 目的

感染症発生の予防及び緊急的に発生した感染症のまん延防止を図る。

イ 根拠・関連法令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第3条

ウ 内容

感染症対策の主管である県（保健所）の窓口として、又は市独自で、SARSや新型インフルエンザ等新種の感染症に関する情報収集と、エイズ、結核、インフルエンザ、食中毒について広報するま及びちらしを通じて普及啓発を実施する。

感染症発生時の消毒作業などを保健所の指示に基づき実施する。

感染症対策に必要な物品を整備する。

エ まとめ

平成19年度及び20年度は、大規模な感染症の発生はありませんでしたが、平成21年度において国が新型インフルエンザ対策行動計画の改定を行う等、新型インフルエンザ対策の動きが始まりました。入間市においても、5月に新型インフルエンザ（A/H1N1）対策マニュアル（暫定版）を策定し、8月に改訂しました。さらに、新型インフルエンザワクチン接種も開始となり感染予防に向けた取り組みを行いました。今後も県（保健所）との連携のもと、感染症の予防啓発や感染症罹患者が発生した場合にはまん延防止に向け迅速な対応を行えるようにしていきます。